

委員会運用規則

(根拠)

第1条 この規則は日本卓球バレー連盟規約（以下「規約」という）第47条に基づいて常設委員会と個別委員会の所掌、構成及び運営を定める。

(常設委員会の所掌)

第2条 常設委員会の所掌は別表1のとおりとする。

(常設委員会の定数)

第3条 常設委員会の委員の定数は、15人以下とし、各ブロックから5人以下の委員で組織する。

(常設委員の任期)

第4条 常設委員の任期は、規約第20条に規定される役員の任期と同じとする。

2 常設委員会は、任期中において、特別の事由が生じたときは、常設委員を解任することができる。

3 委員に欠員を生じたとき、必要に応じて補欠委員を選出できる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 常設委員は、再任されることができる。

(常設委員会の委員長及び副委員長)

第5条 常設委員会の会議（以下「会議」という）に次の役員を置く。

(1) 委員長1人

(2) 副委員長3人以下

2 委員長は、常設委員の互選によって選出する。

3 副委員長は、各ブロックに所属する常設委員の互選によって選出できる。

4 委員長は、会議を主宰し、常設委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(常設委員会の会議の招集)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の報酬)

第7条 常設委員及び個別委員は無報酬とする。

(個別委員会の任務等)

第8条 個別委員会の任務、定数、委員の任期等は、その都度理事会で定める。

(規則の改廃)

第9条 この規則は、日本卓球バレー連盟理事会において改廃することができる。

(委任)

第10条 規約、及び、この規則に規定するもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4（2022）年3月21日から施行する。

(別表1) 常設委員会の所掌

総務委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 評議員会・理事会・監査会の開催に係る事項2. 外部組織との窓口及び情報公開に係る事項3. 組織ガバナンス及びコンプライアンスに係る事項4. その他、審判委員会、普及委員会に属さない事項
審判委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 審査員、1級・2級審判員の認定審査会の開催2. 審査員・審判員認定証の発行と管理事務3. 競技規則の制定と変更に係る事項4. 公認審判員の技術向上に係る事項5. 卓球バレー指導者・審判員養成講習会の開催及び支援
普及委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 国内における普及活動2. 海外における普及活動3. 卓球バレー指導者・審判員養成講習会の開催及び支援4. 加盟団体の無い都道府県の指導者証の発行と名簿管理事務